

○金融庁告示第 号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二の規定に基づき、金融商品債  
務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件（平成二十三年金融庁告示第百五号）の一部を  
次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 この告示において「指定外国清算機関」とは、次の各号に掲げる外国清算機関をいい、「指定外国通貨」とは、当該各号に掲げる外国清算機関の区分に応じ、当該各号に定める外国通貨をいう。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三   タイワンフューチャーズエクスチェンジ 新台幣ドル</p> <p>「4・5 略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「4・5 同上」</p>

備考 表中の「||」の記載は注記である。